

答申第135号
平成30年7月27日

佐賀市長 秀島敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に
基づく諮問について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、平成30年7月25日付け佐市総法第327号により諮問がありました「総務法制課が管理する公用車へ設置しているドライブレコーダーの運用基準を一部改正することについて」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

ただし、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

記

収集した個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定すること。ただし、個人情報の利用について、条例及び運用基準の規定に定めのない場合は、本審査会へ諮問を行うこと。